

《論文》

企業情報保護の憲法学的一考察

— 公取委事件記録の閲覧謄写制度を素材に —

川 又 伸 彦

問題の所在

企業は、ライバルと競争するために、さまざまな努力を行っている。その努力の積み重ねは、情報としても蓄積される。競争を有効に戦うためには、独自の技術やノウハウなどの開発が重要であり、そしてこれらに関する情報を、ライバルに知られないよう保護することが欠かせない。このため、企業の情報を適切に保護する制度は、企業の競争力を高めるためにも必要であるといえる。実際、たとえば「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」）5条2号は、そのような情報について、第三者の閲覧から保護する規定をおくことで、一定の配慮をしている。

これに対して、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独禁法」）70条の15は、公正取引委員会（以下、「公取委」）が有する事件記録を、利害関係人の第三者が閲覧などをすることについて、さまざまな企業情報などが含まれている場合であっても、とくに制限を設けていない。しかし、従来、公取委は、第三者からの閲覧等の請求について、企業情報の保護などを理由として、一定の制限を設ける運用を行ってきた^①。

ところが、後でみる、いわゆる函館新聞社事件で、東京高等裁判所はそのような公取委の運用を否定し、事件記録の全面開示を命じた。そして、最高裁は、この判決に対する公取委の上告を退けた^②。この東京高裁判決によれば、事件記録に含まれる企業情報も、一切保護されることなく第三

者に手渡されることになる。このため、この判決については、おもに経済法の学説において強い批判が向けられている。また、公取委も、この問題を立法的に解決するために、閲覧等の請求があったときに一定の制限をすることができる旨の法改正案を準備し、これを内閣が国会に提出した^③。

ところで、ここには、経済法上の問題とは別に、憲法学的にみても無視できない問題がある。独禁法の個別の規定が憲法問題を提起することはあまりないようにも思われるが^④、この判決とそれを受けての改正案には、憲法上の疑問がある。基本的人権として保障されるプライバシー権、とりわけ情報自己決定権の問題である。すなわち、閲覧謄写は、その資料等を公取委に提供した会社の側からすると、自己の意思にかかわらず資料中の情報が第三者に手渡されることを意味する^⑤。また、その資料に個人情報が記されている個人についても同じことがいえる。これは、自己の情報をコントロールするという意味での情報自己決定権に反することになるのではないか。情報自己決定権が法律によってはじめて具体化されるとしても、その具体化は、憲法の趣旨に反することはできない。そうだとすると、現行法の解釈においても情報自己決定権に配慮するべきであり、改正案も配慮するべきである。

この憲法問題を検討するためには、まず、情報自己決定権が憲法上の基本的人権として保障されていることを、そして、その情報自己決定権が会社にも保障されることを、明らかにしなければならない。そして、この情報自己決定権によって、会社が公取委に提供した書類等を第三者が閲覧謄

写することを制約しうることが示されなければならない。本稿では、先に会社に基本的人権享有主体性があることを確認してから、情報自己決定権の憲法解釈を論じる。そして、これらの検討をもとに、改正案を素材に、企業情報保護の問題を憲法的観点から考察する。

1. 法人の基本的人権享有主体性

日本国憲法の保障する基本的人権は、近代人権思想にその源を有している。近代人権思想は、その主体として自然人を前提にしていた。このため、日本国憲法の基本的人権の主体も、まず自然人である。しかし、今日では、一般に、会社などの法人、あるいは団体の基本的人権享有主体性がみとめられている⁽⁶⁾。この享有主体性を肯定する理由について、学説では、大別して、法人の活動も結局は自然人に帰することになるということを根拠とする自然人還元説と、法人も独立した存在として活動しているということを根拠とする法人独立性説とがある。最高裁は、法人独立性説にたって享有主体性を認めている。

そのように享有主体性を肯定するとして次に問題となるのは、どのような基本的人権が、どの程度、法人に認められるかである。判例・多数説は、基本的人権の性質に応じて享有主体性を判断すべきという、性質説をとる⁽⁷⁾。この考えでは、自然人を前提とする基本的人権、例えば肉体を前提とする人身の自由や生存権などは、法人に対して保障されない。しかし、表現の自由や、経済的自由は認められると解されている。本稿が問題とする会社は、営利を目的として経済活動を行う法人であるから、経済活動を公権力による介入から防御する経済的自由、とりわけ職業遂行の自由を含む職業選択の自由(22条1項)は、会社にとって重要な基本的人権ということが出来る。同じように、経済的活動の前提となる財産権(29条1項)も、会社に認められることになる。

では、プライバシー権はどのように考えるべきか。多数説は、憲法13条の幸福追求権から導かれるプライバシー権も法人に保障されるとする⁽⁸⁾。

そしてこの学説は、憲法13条の幸福追求権から導かれるプライバシー権の内容として情報自己決定権をあげていたから⁽⁹⁾、法人にも情報自己決定権は認められるということになる。これに対して、有力な説は、多数説が法人の基本的人権享有主体性を広く認めることを批判し、「法人にはむしろ団体の活動に密接に関連する限度でのみ人権が保障されるにとどまるべきであると解すべき」とし、「営利を目的とする一般の私企業には、一般に、……プライバシーの権利……は保障されない」とする⁽¹⁰⁾。もっとも、この有力説も、法人の基本的人権享有主体性は認めたとうえで、保障される基本的人権の範囲を絞ろうとする立場である。であるから、団体の活動に密接に関連するのであれば、情報自己決定権を——プライバシー権とは別に根拠づければ——排除はしないであろう。

本稿では、法人の基本的人権享有主体性について、判例・多数説に従って、主体性を肯定し、基本的人権の性質上法人に認められないものを除いて、法人にも基本的人権の保障が及ぶとする。そして、職業選択・遂行の自由、情報自己決定権が会社にも保障されることを前提とする。

2. 事業情報の憲法上の保護

会社が有する情報を、——これまでとくに定義することなく一般的な表現として「企業情報」などとしてきたが、ここでは——さしあたり、「事業情報」とよぶ。この事業情報について、誰に開示するか、どこまで開示するか、どのような利用を認めるかなどの決定を、会社がみずから行う——事業情報をコントロールする——権利を、会社の情報自己決定権とする。

もっとも、情報自己決定権で保護される情報が何かはさらに検討を要しよう。つまり、会社が有している従業員などの個人情報に指すのか、会社の経営についての意思決定に関する意思決定の過程なども含むのかという問題である。この情報の性質によって、事業情報を憲法上保護するにあたって、憲法の根拠規定が異なってくる。

この点で、公取委の「独占禁止法第70条の15

の規定に基づく閲覧謄写に係る審査基準」(以下、「閲覧謄写基準」)が⁽¹¹⁾、不開示とする情報について「個人に関する情報」と「事業者の秘密」——とその他の情報——という分け方をしていることが参考になる⁽¹²⁾。このうち、事業者の秘密は、基本的に、会社の営利活動にかかわるものということができよう。これに対して、個人に関する情報は、——当該個人にとっては私的情報であるとしても——会社はその活動のために集めたものであるから会社との関係でいえば、やはり営利活動にかかわるということができよう。この他、会社は営利とは直接にかかわらない慈善や文化的な事業活動を営む場合もあり、これについての情報も有している。さらに、——会社にも政治的自由を認める立場に立てば——政治献金などについての情報も、会社は有することになる。これらの情報は、直接には営利活動と結びつくとはいえないかもしれない。しかし、会社のイメージ戦略も重視される今日、これらの活動も営利と無関係ということではできないであろう。そこで、本稿では、これらの活動についての情報も含めて「事業情報」とし、広く営利にかかわる情報であるとしておく。

(1) 営利に関する事業情報保護の憲法解釈論

情報自己決定権を含むプライバシー権は、一般に憲法13条の幸福追求権から導かれると解されている。そして、この幸福追求権は、補充的権利であって、個別の基本的人権規定によっては保障されない場合に限って適用されると解されている⁽¹³⁾。そうすると、個人に関する私的情報が——その個人について——13条の保護を受けることは改めて検討する必要がないとしても⁽¹⁴⁾、会社の営利活動に関する事業情報が、憲法上の保護を受けるのか、受けるとしてどの規定を根拠とするのかは、確認しておく必要がある。

これについて、結論からいうと、憲法13条の「幸福追求権」ではなく、22条1項の職業選択の自由、および29条1項の財産権の保障から導くべきである⁽¹⁵⁾。

憲法22条の規定は、「職業選択の自由」という定め方をしている。しかし、学説の多数は、この

規定に、選択した職業を継続的に遂行する自由(以下、「営業の自由」)も含まれると解している⁽¹⁶⁾。そして営業の自由は、公権力に対して、職業活動そのものを不合理に妨げることを禁じるのみならず、職業活動の遂行に間接的に妨げになるような介入も、合理的な理由がない限り禁じていると解される。そして、この職業活動が、財産権行使としての性格を有するときは、29条1項によっても保護されると解することになる。

さて、閲覧謄写基準は、不開示となる「事業上の秘密」として、製造原価・仕入原価情報や営業上のノウハウなどを挙げていた。これは、このような情報が競争相手などに知られると、市場での競争力が削がれるからである。たとえば、ライバル会社と価格競争で差をつけるため、ある会社が、仕入先などを工夫して、利潤はそのままに廉価の価格設定に成功したとする。このとき仕入先などの工夫に関する情報が守られなければ、すぐにライバル会社に真似されてしまい、会社の経営努力は意味をなさなくなり、結局、自由な職業遂行を阻害することになる。また、原価からどのような材料を仕入れているかが推測され、同業者に製造などの技術が判明してしまうこともある。そうだとすると、このような情報も、会社の営業の自由の枠内で保護されるべきであり、公権力が正当な理由なしに介入することは許されないというべきであろう⁽¹⁷⁾。もっとも、例えば知的財産権のように、公権力に情報を積極的に提供して保護してもらう場合や、会社の事業の性質(危険物を取り扱うなど)によっては公権力の一定の管理下におく必要のある場合もある。つまり、そもそも公権力への情報の提供を強制されないという自由権的な場合と、公権力に情報を提供した上でその提供した情報を適切に保護してもらう、あるいは提供した情報の公権力による利用の仕方に関し一定の制約を加えるという場合がある。また、公権力が会社を評価する場合のように、そもそも情報が公権力において発生する場合もある。本稿では、公取委の事件記録の閲覧謄写を問題にしているので、自由権的な場合は、さしあたり検討の外におく。

次に問題となるのは、公権力のもとにおかれた

事業情報の保護である。しかし、これは結局、行政機関の保有する個人情報の保護と同じ問題構造となる。事業情報について会社の情報自己決定権を認めるとすると、会社に事業情報についてのコントロールを認めること、すなわち公権力の有する自社の事業情報について、自由権的な内容に加えて「閲覧訂正請求権、訂正・削除要求権、利用・伝播統制権」⁽¹⁸⁾（以下、「統制権」）を与えることになる。しかし、これらの統制権は請求権である。請求権的権利は、基本的に、法令によって具体化されてはじめて実際に行使することができることと一般に解されているから⁽¹⁹⁾、事業情報についての統制権も、法令による具体化が必要である。もっとも、本稿の問題関心にかんがみて、法令による具体化の一般的考察は行わず、公取委の事件記録の閲覧謄写に的を絞って検討する。

ここで問題となる会社の事業情報は、審判のために会社が任意に提出したもの、および公取委が強制手段によって当該会社から入手したものである。そうすると、会社は事件記録にどのような情報が含まれているかは、あらかじめ把握していることになる。こういった状況を前提にすると、まず、統制権のうち、閲覧請求権と訂正・削除請求権は、審判手続きの中でも行使されよう。また、事件記録の閲覧謄写において、とくに会社が保護の利益を有するのは、自らが提出した（あるいは提出させられた）文書等であるから、この点からも、閲覧請求権と訂正・削除請求権は、それほど強い意味をもたないといえることができる。そうすると、とりわけ重要なのは、利用・伝播統制権ということになる。つまり、独禁法改正案の定める事件記録の閲覧謄写制度が、会社の情報利用・伝播統制権について憲法適合的に考慮して具体化した定めになっているかが問題となる。これについては、どのような情報が保護されるのかという実体法的な保護と、会社の情報利用・伝播統制権を手続きにおいてどう保護するかという手続法的な保護とを考える必要がある。

(2) 実体法的保護

現行法でも、— 函館新聞社事件の地裁・高裁

判例も言及しているように — 独禁法以外の他の領域で、記録等の閲覧等、つまり公権力が取得した情報の利用・伝播について、どのような情報が不開示となるか、実体法的に制限をおいている例がある⁽²⁰⁾。

民事訴訟法（以下、「民訴法」）92条は、秘密保護のための閲覧等の制限を定めている。この規定では、裁判所が、当事者の申立により、決定で、「当事者の私生活についての重大な秘密」や「当事者が保有する営業秘密」⁽²¹⁾について、当事者以外の者の閲覧等を制限することができることと定めている。この規定によれば、公取委の閲覧謄写基準にほぼ対応する形で、二つのカテゴリーの情報について、非公開となると定めている。本稿の整理に従えば、憲法13条の幸福追求権から導かれるプライバシー権によって保護される情報と、22条・29条によって保護される情報である。

情報公開法も、5条で、「個人に関する情報」（1号）、「法人その他の団体（……）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」（2号）について、行政の文書開示義務を免除している。この規定も、やはり、公取委の閲覧謄写基準と同様の二つのカテゴリーを第三者による閲覧等から保護している。

これに対して、刑事訴訟法（以下、「刑訴法」）は、このようなカテゴリーの立て方を明文でしていない。そして、情報公開法の適用を排除している（53条の2）。しかし、「弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録」について、閲覧を禁じている（53条2項）。裁判の公開について、憲法82条2項は、公序良俗を害するおそれがあるときは非公開とする旨を定めている。有力な学説は、この非公開事由に、— 正當にも — 個人のプライバシー保護や企業秘密も含まれると解している⁽²²⁾。この学説に従えば、やはり解釈上ではあるものの、実体法的に二つのカテゴリーについての保護があるといえることができる。

また、— 判例には言及がないが — 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）では、行政機関が本人か

ら直接書面に記録された当該本人の個人情報取得するときは、原則として、その情報の利用目的を明示しなければならないと定め（4条）、この個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、または提供することを禁じている（8条）。この利用目的外の利用の禁止は、統制権を行政機関に対する義務付けをとおして具体化しているといえることができる。

以上の概観でも、一定の法領域において実体法的に情報の保護が具体化されていることがわかる。そして、これらの保護は、後にみる公取委の閲覧謄写基準とほぼ対応する内容のものといえるのである。

(3) 手続法的保護

手続法的な保護とは、一般には、適正な手続きによってのみ不利益を課されることである。憲法は、31条で、刑事手続きについて明文でこれを定める。また、この適正手続の要請は、— 憲法上の根拠について争いはあるが — 行政手続にも及ぶとされている。そして、この適正手続には、告知聴聞が含まれると一般に解されている⁽²³⁾。このことは、事業情報の保護、とくに統制権に即して考えるならば、第三者の閲覧謄写について同意するか否かの意思表示をする機会を保障することが重要になる。

この点についても、実定法に一定の具体化がみられる。すなわち、民訴訟92条2項は、「当事者の申立により」と定めて、閲覧等について不同意の意思を表明する機会を保障している。また、情報公開法も、「……行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示……を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる」（13条1項）と定め、意見を表明する機会について具体的な規定をおいている。これらの規定は、情報を提供した本人に、情報を提供した直接の相手方である裁判所ないしは行政機関が、さらに他に情報を提供するにあたって、あらかじめ情報の提供についての意思表示の機会を与えるものであるから、手続法的に統制権を具体化するものとい

うことができる。公取委の閲覧謄写基準では、事業者の秘密について、このような照会の手続きが定められていた。

しかし、手続法的保護については、さらに検討しておくべきことがある。

独禁法違反行為の被害者にとって、閲覧謄写の主な目的は、損害賠償訴訟を提起するかどうかの判断、および訴訟で提出するための証拠収集ということになる⁽²⁴⁾。

ここには、基本的人権侵害的に収集された証拠の証拠能力という問題がある。すでにみたように、公取委の有する記録の閲覧謄写は、情報自己決定権を侵害する可能性を有していた。そして、違反行為の被害者が提起する損害賠償訴訟は民事訴訟であり、証拠の評価については自由心証主義の原則がある。これについて、民事訴訟法の学説では、理由づけは異なるものの、何らかの制約が必要であるとすものが多数である⁽²⁵⁾。これに対して、この点について検討している憲法学の文献は、ほとんどみられない。

しかし、次のような理由で、情報自己決定権を実効的に保護するためには、このような証拠の採否という観点からの手続的な保護も重要である。具体例を挙げて説明しよう。裁判のために — 公取委とは別の — 公務所から情報を得たことが最高裁で争われた例として、いわゆる前科照会事件がある⁽²⁶⁾。この事件は、解雇を争う労働法上の訴訟において解雇の理由とするために、雇用者側の弁護士が、京都市の区役所に、相手方被用者の前科情報を照会したところ、区役所から情報が提供されたため、被用者が区役所の前科回答行為が前科というプライバシー権（人格権）を侵害するとして、京都市に対して損害の賠償を求めたものである。最高裁で争われたのが回答によって生じた損害の賠償であったため、判決では、回答した行為が人格権侵害かどうかという実体法上の問題のみが問題とされた。しかし、本件の前科を回答した行為が — 最高裁が認めたように — 人格権侵害となるのであれば、この前科情報が解雇の理由として裁判上使えるかどうかは、人格権の保護にとって重要な意味をもつはずである。というのは、

人格権侵害があっても裁判で使えるのであれば、当事者はやはり手に入れようとするからである。しかも、この前科照会事件では、京都市が損害を賠償したのであり、情報を入手した雇用者側は賠償責任さえ問われていない。そして、仮に賠償責任を問われたとしても、雇用者は、やはり入手しようとするであろう。というのは、この事件での賠償金額は、わずかに、20万円ではなかったからである。この程度の額であれば、必要な情報を入手するためのコストとして受け入れられてしまうのではないだろうか。

そうすると、公取委に提供された会社の事業情報についても同じことがいえよう。公取委が閲覧謄写を認めることによって、企業の情報自己決定権が侵害されるのであれば、そのようにして収集された証拠を、当該企業に対する損害賠償訴訟で証拠として用いることを制限するべきである。そして、そのような証拠収集をそもそも認めないようにするために、公取委における閲覧謄写に限定を設けるべきである。つまり、閲覧謄写の許否の段階と、証拠としての評価の可否の段階の二段階で、ハードルを設けるべきなのである⁽²⁷⁾。もっとも、この証拠評価の問題は、独禁法の範囲を超えるかもしれない。

(4) 小 結

公取委の事件記録の閲覧謄写において、被審人の憲法上の権利については、次のように考えるべきである。すなわち、事件記録中の情報には、憲法13条の幸福追求権から導かれるプライバシー権によって保護されるものと、憲法22条の職業選択の自由と29条の財産権によって保護されるものがある。これらによって保護される権利内容のうち、閲覧謄写において問題となるのは、いずれにせよ統制権である。この統制権は、原則として法令による具体化によってはじめて具体的権利となる。この具体化は、実体法的な側面と手続法的な側面の両方からなされなくてはならない。そして、民訴法、刑訴法、情報公開法、個人情報保護法には、一定の具体化をみることができた。これらの具体化に即した形で、独禁法の閲覧謄写

制度も形成されるべきであろう⁽²⁸⁾。

3. 改正案の閲覧謄写制度の検討

これまで行ってきた憲法的考察をもとに、具体的に改正案の閲覧謄写制度の検討に入る。しかし、この検討に入る前に、公取委の従来の取扱いと、函館新聞社事件東京高裁判決の内容とを必要な範囲で紹介しておこう。

(1) 公取委の従来の取扱い

— 閲覧謄写基準 —

公取委は、次にみる函館新聞社事件以前から、事件記録の閲覧謄写請求に対して一部不許可とする処分を行ってきたが、その基準を明確化したものが、2004年(平成16年)6月30日に公表された「独占禁止法69条の規定に基づく閲覧謄写に係る審査基準」であり、その内容を受け継いで2005年(平成17年)12月19日に独禁法改正に伴って改定された閲覧謄写基準である。これには、不開示の範囲について次のように記してある。

〔(3) 不開示の範囲について

ア …… (閲覧謄写が認められている一川又) ……

『利害関係人』の有り様は一様ではなく、当委員会は、各請求者の法的利害関係の有り様に応じ、具体的事件ごとに開示する必要性と開示による不利益とを比較衡量し、開示する事件記録の範囲を定める。

イ 被害者から請求があった場合において、以下の情報については不開示とする。

(ア) 個人に関する情報

a 不開示とする個人に関する情報は、例えば、以下のようなものである。

- ① 個人の生年月日・住所・学歴・病歴等
- ② 違反行為に関わらないと認められる個人の氏名
- ③ その他の個人の私生活上の情報

b なお前記②以外の個人の氏名については、訴訟の提起・維持の便宜を図る観点から明らかにされる必要性が高いことか

ら、不開示としない。

また、速記録・審判調書に記載されている個人の氏名は、公開の審判廷で実際に陳述されたものであり、70条の15の規定に基づく閲覧謄写において秘匿すべき必要性が低いと考えられる。このため、このような個人の氏名については、当該速記録・審判調書において、不開示としない。

(イ) 事業者の秘密

a 事業者の秘密とは、①非公知の事実であって、②事業者が秘匿を望み、③客観的にもそれを秘匿することにつき合理的な理由があるものである。

例えば、事業者の製造原価・仕入価格を明らかにする情報、営業上のノウハウ等がこれに該当するものと考えられる。

なお、これらの情報であっても、速記録・審判調書に記載されているものについては、前同様、不開示としない。

b 公正取引委員会は、必要に応じて、被審人等に対して、事業者の秘密として不開示を要する部分、不開示を要する具体的な理由について照会することとする。

(ウ) 今後の事件処理に著しい支障を及ぼすおそれがある情報

例えば、審査活動の端緒となった情報源の特定を可能とする情報等今後の当委員会の事件処理に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについては、不開示とする。

(エ) その他公益上不開示とする必要があると認められる情報

この基準によれば、基本的には、閲覧謄写を申請する利害関係人の利益と、情報を守り不開示とすることの利益とを比較衡量によって判断としている。そして、比較衡量の対象となる情報として、個人に関する情報、事業者の秘密、今後の事件処理に著しい支障を及ぼすおそれがある情報の三つのカテゴリーを挙げ、さらに、その他公益上不開示とする必要があると認められる情報とい

う、補充的包括的な要件を設けている。

この基準については、おおむね妥当であると評価されている⁽²⁹⁾。確かに、個人に関する情報および事業者の秘密に配慮して、一定の場合に不開示とすることは評価できる。また、事業者の秘密について、不開示を要する部分とその理由を被審人に照会する規定も、情報自己決定権にかんがみて、妥当であると思われる。ただ、このような照会規定による手続法的保護が、個人に関する情報にはおかれていないのが気になる。これは、(ア) bにおいて、個人の氏名のみを問題にしているところから、個人に関する情報で開示の可能性があるのは、結局、違反行為にかかわらないとは認められない個人の氏名と、速記録・審判調書に記載されている個人の氏名に限定されるということであろうか。しかし、氏名が伏せられたとしても、たとえば、きわめて特徴的なあるいは個性的な内容のゆえに氏名がなくとも個人を特定できてしまう情報のような、「個人の私生活上の情報」についての限界事例などの場合は、やはり照会の必要性を認めるべき場合がないとはいえないように思う。そうだとすると、情報自己決定権の観点からは、照会規定がおかれるべきであろう⁽³⁰⁾。この点は、改正案の検討のところでもう一度ふれる。

(2) 函館新聞社事件

このように閲覧謄写について一定の制限を設けていた公取委の実務が裁判で争われたのが、函館新聞社事件である。

この事件の事実は、次のとおりである。北海道新聞社（以下、「道新」）は、北海道地区における有力新聞社である。函館新聞社（以下、「函新」）が函館地区に新規参入しようとしたところ、道新は、これを排除しようとした。公取委は、この道新の行為が独占禁止法に反するとして審判を開始し、平成12年2月に同意審決（独禁法旧52条の3、現行65条）を行った。その後、函新は道新に対して排除行為についての損害賠償訴訟を提起した。そして、この訴訟で証拠として提出するため、公取委に対して、道新を被審人とする当該排除行為に関する事件記録の閲覧謄写を、独禁法旧69

条（現行70条の15）に基づいて請求した。公取委は、内部の取扱い基準に基づいて、申請のあった資料のうち一部を事業者の秘密に当たるとして、閲覧謄写不許可の処分を行った。そこで、函新は、この不許可処分の取消しを求める訴えを提起した。第一審の東京地方裁判所は、不許可処分を取り消した。このため、公取委は、東京高裁に控訴した。

東京高裁は、およそ次のように述べて、控訴を棄却した。すなわち、文書の閲覧謄写について、民訴法、刑訴法、情報公開法は、請求を認めるとともに、制限することのできる場合についての明文の定めをおいている（民訴法91条、92条、刑訴法53条、53条の2、情報公開法5条）。これに対して、「独占禁止法69条は、事件記録の閲覧謄写請求について、請求権者を『利害関係人』と定める以外は、制限することを許容する規定を置いていないのであり、このような法の規定の下においていかなる内容・範囲の文書の閲覧謄写を認めるかを行政機関による法律の判断に基づかない判断にゆだねていると解釈することはできない」。もしこのように解することによって、審判手続きへの協力が得られなくなったり、被審人の防御権が十分に行使できなくなったりするなどの不都合が、仮に生じるとしても、そのことによって、閲覧謄写の制限が許容されるとはいえない。「現行法のもとにおいては、審判制度の運営に支障を生じる実態があるのであれば、すべからく法改正により支障を取り除くべきである」。

公取委の上告は最高裁で退けられたため、この東京高裁の判決が確定した⁽³¹⁾。

東京高裁判決が、明文の定めがない限り行政機関は閲覧謄写の範囲を制限することができない、と解釈したことについては、学説の批判が強い⁽³²⁾。民訴法、刑訴法、情報公開法とは異なって、独占禁止法に実体法的な閲覧謄写制限規定のないことが、直ちに一切の制限を許さない趣旨であると解するのは、学説が批判するように、形式的に過ぎる解釈であろう。しかし、情報開示を求める側からすれば、確かに、法に規定がないにもかかわらず不開示とし得るとすると、公取委の恣意的な判断に途を開く危惧があるということもできよう。これ

は、解釈論としてきわめて興味深い問題である。もっとも、改正案が出されることで、立法的な解決が図られることになった。このため、ここでは、この問題には立ち入らない。

そこで、次に、この立法による解決を憲法的にどう評価できるのかを検討する。

(3) 改正案の内容

まず、改正案が提出される経緯を振り返っておく。独禁法は、1947年（昭和22年）の制定後、改正を重ねてきた。そして、直近の改正である2005年（平成17年）の改正で、課徴金減免制度や犯則調査制度などを新たに取り入れるとともに、検討課題も残っていた。この課題を検討するために、内閣官房長官の私的懇談会「独占禁止法基本問題懇談会」（以下、「懇談会」）が開催され、2007年（平成19年）6月26日に報告書が提出された。そして、この報告をもとに公取委がとりまとめた「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示法の一部を改正する法律案」（以下、「旧改正案」）が、2008年（平成20年）3月11日に国会（第169回）に提出された⁽³³⁾。

ところが、この旧改正案は、第169回では継続審議となり第170回国会に持ち越されたが、そこで審議未了で廃案となった。そこで、公取委は、改めて「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、「新改正案」）を準備し、この新改正案は2009年（平成21年）2月27日に、第171回国会に提出された⁽³⁴⁾。なお、本稿が検討する閲覧謄写の制限の部分は、旧改正案と新改正案とで変更されていない。

新改正案では、閲覧謄写について、70条の15に、次の二つの改正がなされることになっている。一つは、70条の15の後段に、次の定めを付け加えるものである。すなわち、「この場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、事件記録の閲覧又は謄写を拒むことができない」（以下、「改正1」）。もう一つは、70条の15に、次の1項を付け加えるものである。

すなわち、「公正取引委員会は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した事件記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる」(以下、「改正2」)。

まず、実体法的な問題のみをみてみよう。

改正1は、閲覧謄写の拒否理由として、「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由」と定めている。これは、民訴法92条、情報公開法5条の規定に比べると、被審人らの情報自己決定権についての保護として十分とはいえない。ここにいう「第三者」に被審人も含まれ、また「利益」に個人に関する情報や事業上の秘密の保護という利益も含まれると解釈できるから、これで足りると立法者は考えているのであろうか。しかし、規定は明確であるほうが望ましいのであるから、民訴法などと同じように不開示情報を具体的に定めるべきであろう——そして、このことは、公取委の開示についての裁量の範囲をより明確にするという意味で、閲覧謄写を申請する側にとって利益となるはずである。

次に、手続法的な問題のみをみてみよう。

この点でまず気付くのは、改正1も改正2も公取委の権限についての規定であって、文書を提出した被審人らの手続き関与について何ら定めがないということである。もちろん、閲覧謄写制限の権限を公取委に与えるべきことが函館新聞社事件東京高裁判決によって示唆されていたのだから、これで、判決の注文はクリアしたということになろう。しかし、本稿からみて問題とするべきは、もともとの情報の保持者ないしは主体である被審人の、事業情報についての統制権を定めることである。すでにみたように、たとえば民訴法92条は、「当事者の申立てにより」と定めて統制権を配慮していた。たしかに、被審人本人が利害関係人として閲覧謄写を申請するときは、自ら閲覧謄写の範囲の制限を申し立てることは考えられないから、統制権を定めることに意味はない。しかし、独禁法違反行為の被害者が閲覧謄写を申請するときは、被審人は統制権に基づいて、不開示ないし制限を申し立てることに意味がある⁽³⁵⁾。そうだとすると、事業情報についての情報自己決定権を手

続法的に保護するために、告知聴聞、すなわち公取委の閲覧謄写基準(3)イ(i)bが定めるような、照会についての規定を明文化するべきである。

あるいは、改正1は、公取委の現行の閲覧謄写基準と一体のものとして運用するというのであろうか。そうだとすると、被審人の統制権を法律レベルでは具体化せずに、規則に委ねてしまっている点で、やはり疑問が残る。憲法レベルの抽象的な権利は、まず法律で具体化し、それをさらに規則で具体化するべきだからである⁽³⁶⁾。しかも、すでに指摘したように、閲覧謄写基準は、個人に関する情報については本人への照会規定がなく、手続法的観点からみて不十分である。

このように、新改正案は、公取委に閲覧謄写の範囲を制限する権限を明文で与えた点で、一定の評価はできるが、被審人の統制権、すなわち憲法によって保障された情報自己決定権の具体化という点では、なお改善の余地があるであろう。

試みに、本稿の立場を具体的に述べるために、民訴法92条などを参考に規定のあり方を示せば、およそ次のようにするべきと考えられる。

まず、実体法上の問題のうち、個人に関する情報では、①私生活上の秘密であること、②閲覧謄写等により当該個人が社会生活における利益その他正当な利益を害されるおそれがあること、を満たす場合に、第三者による閲覧謄写等を認めないとする。この定め方は、民訴法92条より不開示となる範囲が広い。これは、ここで問題としているのが、裁判所に対する訴訟記録の開示請求ではなく、公取委に対する事件記録の閲覧謄写等であること、したがって、たとえば被審人を被告として第三者が損害賠償請求訴訟を提起しこれの証拠とするために事件記録を必要とするときは、別途、文書提出命令の手続き(民訴法223条)を用いるなどの可能性があるからである。

また、事業情報については、不正競争防止法2条6項の意味における「営業秘密」が記録に含まれている場合に、第三者は閲覧謄写をすることができないとする。これは、閲覧謄写基準もほぼ同じ考えにあるとみることができ、民訴法92条と同じでよいと考える。

次に、手続法については、前記の個人に関する情報または事業情報を含む記録について、第三者の閲覧謄写等の申請があったときは、公取委は、当該被審人等に対して、不開示を要する部分と、その具体的理由を照会することとする。閲覧謄写基準では「必要に応じて」照会することとされているが、統制権の趣旨を徹底するならば、明らかに必要ないと客観的に認められる場合以外は、照会が必要であるとするべきであろう。なお、その都度の照会の煩を避けるために、予め文書を提出させる際に、不開示の範囲を——協議の上で——指定させておくという方法も、考えられよう。

結 語

事件記録の閲覧謄写を第三者に対して認めることについては、すでに経済法の専門家の先行業績によって、さまざまな問題点が指摘されている⁽³⁷⁾。本稿は、一応、利害関係人に独禁法違反行為の被害者たる第三者を含める——現行の実務の——立場を前提としたうえで、閲覧謄写を認める範囲を、憲法的観点に限定して検討した。しかし、独禁法70条の15の趣旨は、そもそもそのような者の閲覧謄写を認める趣旨ではないという主張も有力である⁽³⁸⁾。この立場では、会社の情報自己決定権の保障は、より強化されることになる。これも興味深い議論であるが、筆者は独禁法の解釈プロパーについては門外漢なので、この問題には立ち入らなかつた。

また、新改正案では、私人が不当な取引行為にかかる差止訴訟を提起した場合の文書提出命令に関連しての提案もなされている。すなわち、このような差止訴訟においては、取引行為の不当性を立証するための情報は、不正を行った被告企業側に存することが多いと考えられるが、このような情報を含む文書の裁判所による提出命令に対しては、民事訴訟法上の除外規定に該当することを理由に、提出が拒否されると考えられる。このために、文書提出を拒否することができる場合を限定する規定を導入しようとしているのである。これについての詳細な検討はできないが、基本的には、

本稿で示した考え方が当てはまると思う。つまり、企業の事業情報についての統制権を認めたとうえで、正当な理由があるときに、この統制権を制約すると構成するのである。

独禁法違反を行った企業は、確かに、そのことについては責められるべきである。しかし、それが、憲法上保護された権利を制約する絶対的理由であるかのように考えられてはならない。

《注》

- (1) 公取委の扱いについては「独占禁止法第70条の15の規定に基づく閲覧謄写に係る審査基準」<http://www.jftc.go.jp/dk/4/eturantosha.pdf>を参照。本稿に必要な内容は、後掲。これは現行の基準である。函館新聞社事件係属中の平成17年にこの基準は改正されたが、本稿で問題とする部分については、事件当時と同じ内容である。事件当時の基準については、函館新聞社事件の東京地裁判決(注2)に、引用がある。
- (2) 東京高裁判決2006年(平18年)9月27日審決集53巻1011頁。第1審は東京地裁判決(2006年(平18年)2月23日審決集52巻773頁)。最高裁2008年(平20年)11月4日(判例集未掲載、日本経済新聞2008年(平20年)11月5日朝刊報道)。地裁判決が出た段階で、この問題を詳細に論じたものとして、常岡孝好「公取委審判事件記録の閲覧謄写制限(上)~(下)」自治研究82巻10号64頁、11号72頁、12号37頁。地裁判決の評釈は、兩宮慶「批判」NBL832号4頁。高裁判決の評釈として、渡邊恵理子「批判」公正取引673号42頁、古城誠「閲覧謄写請求の対象となる事件記録の範囲」ジュリNo.1337 253頁。なお、公取委が上告している。また、アメリカ、EUの独禁法の法制度および実務との比較法的考察をもとに、日本の扱いを批判的に論じるものとして、伊従寛「独禁法の事前聴聞手続に関する米・欧・日の比較法的検討」国際商事法務35巻6号(2007)743頁(747, 756, 760頁)。
- (3) 改正案提出の経緯の詳細などは、後述。
- (4) もちろん、根本的な問題として、そもそも私的独占の禁止を経済的自由権に対する過剰な制約として消極的にみるか、社会的・経済的弱者を保護し市場への参加を支えるものとして積極的にみるかという、問題がある。
- (5) 公取委は、調査のために強制処分を行うことも認められているのであり(独禁法47条)、強制処分によった場合は、それだけ公取委の側の情報管

- 理が厳格に求められるはずである。第三者による閲覧謄写は、情報の目的外使用の問題も有することになる(常岡(上)(注2)65頁を参照)。
- (6) 近代人権思想が、国家権力からの解放と同時に、ギルドなどの中間団体からの個人の解放をも求めていたことを強調して、「社会的勢力からの自由」も課題であるとして、団体の基本的人権享有主体性を広く認めることに批判的な説も有力である。これについては、たとえば、樋口陽一『国家学人権総論』(2004)有斐閣9頁以下、同『憲法第三版』(2007)創文社182頁以下を参照。
- (7) たとえば、芦部信喜『憲法学Ⅱ 人権総論』(1995)有斐閣161頁、佐藤幸治『憲法 第三版』(1995)青林書院425頁、また最大判1960年(昭45年)6月24日民集24巻6号625頁。
- (8) 芦部前掲(注7)171頁。佐藤前掲(注7)同所。
- (9) 芦部前掲(注7)370頁。佐藤前掲(注7)454頁。たとえば佐藤は、「実定法上法人の名誉権は認められてきたが、プライバシーの権利なども同様の文脈で把握する余地がありうる」と説明する。なお、芦部は「自己情報コントロール権」という言葉、佐藤は「情報プライバシー権」という言葉を用いている。
- (10) 戸波江二『憲法 新版』(1998)ぎょうせい148頁。また、たとえば渋谷秀樹『憲法』(2007)有斐閣119頁以下も参照。
- (11) 閲覧謄写基準については、注(1)を参照。
- (12) 基準の内容のちに詳しく見るが、その他の情報とは、独禁法のエンフォースメントの利益、および公益上の利益により不開示とされるものなので、本稿の直接の関心の対象ではない。
- (13) たとえば、芦部前掲(注7)344頁、佐藤前掲(注7)448頁を参照。
- (14) 公取委の事件記録には、会社を構成する諸個人の情報、すなわち氏名や住所などの個人識別情報なども含まれる。これらの情報もプライバシーとして保護されていることは、最高裁も認めている(最判2003年(平15年)9月12日民集57巻8号973頁—早稲田大学江沢民講演会事件)。したがって、これらの情報が問題となる限り、憲法13条が保護の根拠となる。そして、会社がこれらの保護を求めるときは、第三者の基本的人権を主張する構造となるといえよう。
- (15) たとえば、所有する不動産を賃貸する行為は、財産から収益する行為であるから財産権によって保護される。しかし、これを業として行えば、職業となる。厳密に分けようとするれば、不動産賃貸業という職業を選択することは22条1項の問題となり、不動産賃貸そのものは29条1項の問題といえることができるかもしれない。しかし、職業を選択しそれに従事することは一連の行為であるから、厳格に分けて考えるのではなく両規定によって保護されると考える。会社の有する情報の場合、事業活動に関する情報のみならず知的財産に関する情報も問題となるので、とりわけ、このように解すべきと考える。なお、このような考え方は、基本権の保護領域を厳密に分けて考えるドイツでもみられる。たとえば、R. Breuer, „Die Staatliche Berufsregelung und Wirtschaftslenkung,“ Rn. 26 f. in: Isensee/Kirchhof (Hrsg.) Handbuch des Staatsrechts Bd. IV (1989)を参照。なお、Breuerは、会社の事業上の秘密については、個人のプライバシーと区別し、職業の自由(基本法12条)と所有権(基本法14条)のみによって保護されるとする。
- (16) 芦部『憲法 第4版』(2007)岩波書店210頁。なお、職業遂行の自由と営業の自由とを区別すべきとするものとして、たとえば佐藤前掲(注7)557頁、渋谷(注10)273頁。また、「営業の自由」を企業の営業の自由とみる考えもある(たとえば石川健治「営業の自由とその規制」大石眞・石川健治編『憲法の争点』(2008)有斐閣)。本稿では、さしあたり従来通説的な使い方である芦部の用法に従って、職業遂行の自由一般を「営業の自由」とする。
- (17) このため、たとえば会社法や金融商品取引法は、製造原価報告書を公開の対象から外している(会社法435条2項、440条、金融商品取引法24条、25条、企業内容等の開示に関する内閣府令15条参照)。
- (18) 芦部前掲(注7)382頁。なお、これは、憲法13条の幸福追求権から導かれる情報自己決定権の中にも含まれる内容であるが、本文にも述べたように、この情報自己決定権を事業情報の自己決定権にも応用できると考える。
- (19) 芦部前掲(注7)383頁は、例外的に法令の根拠がなくとも情報の訂正・抹消が認められる場合があるとする。もっとも、「利用・伝播統制権」にまでこの趣旨が及ぶのかは、明らかではない。
- (20) 常岡(注2)は、独禁法違反の被害者がどのような実定法上の手段を用いて、損害賠償訴訟のための情報収集を行うのか、そしてそこでどのように被審人のプライバシー権や営業秘密が守られているかを詳細に検討している。
- (21) 民訴法92条1項2号は、営業秘密を不正競争

- 防止法2条6項に規定する営業秘密としている。この営業秘密で保護される範囲と、公取委の閲覧謄写基準の事業者の秘密で保護される範囲との関係は、実務上興味深い問題である。しかし、憲法論の範囲を超えるので、立ち入らない。
- (22) 渋谷(注10)625頁。また佐藤(注7)320頁も参照。
- (23) 芦部(注16)229頁、佐藤(注7)588頁を参照。
- (24) 後にみる函館新聞社事件も、損害賠償請求訴訟で、被害者側が証拠として提出するために、公取委に事件記録の閲覧謄写を請求したものである。このような方法による証拠収集については、経済法の分野からの強い批判もある(たとえば伊従(注2)を参照)。
- (25) これについては、さしあたり、たとえば、小林秀之『新証拠法』(1998)弘文堂134頁以下を参照。
- (26) 最判1981年(昭56年)4月14日民集35巻3号620頁。
- (27) どのような情報を不開示とするかは、実体法的な保護である。この不開示とするにあたって、あらかじめ事業者に照会するなどは、手続的保護であり、開示決定に先立つという意味で、事前的手続的保護といえることができる。これに対して、証拠評価の可否は、事後の手続的保護となる。
- (28) 会社の事業情報についての情報自己決定権を憲法22条1項・29条1項から導くと、経済的自由権に位置付けることになるので、立法裁量の範囲は、ある程度広く認めることになろう。しかし、立法者の裁量権行使が憲法の趣旨にかなっていないことはいかなる場合でもない。このことは、たとえば国籍法違憲判決(最大判2008年(平20年)6月4日民集62巻6号1367頁)で、最高裁も認めている。
- (29) 常岡(注2)(下)48頁。なお、ここには公取委の実務の詳細な紹介もある。
- (30) なお、(エ)のその他公益上不開示とする必要があると認められる情報という、補充的包括的な要件は、不開示の範囲を不明確にする。このため、情報開示を求める利害関係人の権利を憲法21条で保障される知る権利の枠でとらえると、明確性の要件に反する可能性があり疑問の余地なしとしない。(ア)~(ウ)の例示と同視できるような情報という明文の限定が必要ではないだろうか。
- (31) 注(2)を参照。
- (32) 本事件の各判例評釈(注3)を参照。
- (33) 法律案提出に至る経緯および改正案の概要については、たとえば神田茂・内田衡純・直野容子「公正かつ自由な経済社会の実現——独占禁止法・景品表示法一部改正法案——」立法と調査281号(http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_f08_01.htm)、また懇談会の内容については、「独占禁止法基本問題懇談会報告書」(以下、「報告書」)<http://www8.cao.go.jp/chosei/kaisaijokyo/finalreport/body.pdf>を参照。なお、懇談会で取り上げられた憲法問題として、違反金と刑事罰との併存・併課が二重処罰の禁止に当たらないかの問題がある。これについて、懇談会は、違反金は行政目的であり、刑事罰と目的が異なって道義的非難の性質を有していないから、二重処罰には当たらないとしている(報告書8頁以下)。妥当な結論と考える。ところで、懇談会では、当初、本稿が検討している閲覧謄写の制限に関する改正は入っていなかった。ところが、懇談会での議論がなされている間に函館新聞社事件東京高裁判決が出されたため、急きょ、改正案に付け加えられた。
- (34) 法案審議の状況については、たとえば衆議院HPにおける国会議案の一覧(http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm)を参照。法案は、2009年(平21年)4月27日に衆議院で可決された後、参議院に送られた。そして、5月13日に参議院経済産業委員会に付託されている。また、公取委による新改正案提出については、<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.february/09022601.pdf>を参照。本稿の議論は、法案が成立して法律となったとしても、その法律に対する批判的考察としての意義を有すると考える。
- (35) 閲覧謄写の申請について、このような混乱が生じるのは、そもそも独禁法70条の15に二つの異なる目的、すなわち被審人の審判における防御を充実させるために公取委の記録を被審人に提供させて審判をより公正なものにする目的と、独禁法違反の被害者を救済するために損害賠償訴訟を補助する目的とが、併存していることが原因である。本来であれば、それぞれの目的に応じた規定が、別個に具体化されるべきであろう。この目的を明確に特定された手続きが定められないと、個人情報保護法のような目的による情報の使用範囲の縛りをかけることができない。被審人は、効果的に自らを防御しようと思えば、違反行為のないことを証明するために必要な文書などを、かなり詳細に提供しようとするであろう。しかし、これらの情報が、第三者にも開示されるとなれば、提供を差し控えることになる。これは、被審人の防御活

動の障害となり、適正な審判手続きを実現することができなくなる。このような、閲覧謄写のもたらす影響については、注(2)の各文献を参照。

- (36) 憲法 73 条 6 号「この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること」も、憲法を直接に実施するのは国会の法律によってであり、政令で憲法を直接に実施することは認めない趣旨であると一般に解されている。
- (37) 注(2)にあげた文献のほか、たとえば兩宮慶「審判手続きについての事件記録の閲覧謄写請求制度の在り方」ジュリ No.1342 97 頁、競争法研究協会「独占禁止法事件処理手続 意見書」(2008 年(平 20 年)10 月 20 日, <http://www.jc1.gr.jp/colum009.html>)。
- (38) アメリカや EU は、当事者以外の者には、基本的に文書の閲覧を認めていない(これについては、たとえば伊従(注 3)を参照)。
なお、日本の問題についていえば、「利害関係人」に、審判の当事者に加えて独禁法違反行為の

被害者を含めるとした、昭和 50 年判決(注 2)を改めて問い直す必要もあろう。

- * 本稿は、2008 年(平 20 年)11 月 8 日に、中華人民共和国広州市の中山大学で行われた、第 4 回中日公法学シンポジウム(中山大学法学院、山東大学法学院、九州大学大学院法学研究院主催)で行った報告「日本の独占禁止法改正案の憲法問題 — 事件記録の閲覧謄写制度を中心に —」をもとに、新たな状況を踏まえるなどして、まとめたものである。中国では、2008 年 8 月 1 日より独占禁止法が施行されている。中国の独占禁止法の規定については、たとえば姜姍「中華人民共和国独占禁止法」国際商事法務 35 卷 11 号(2007)1553 頁を参照。
(2009 年(平 21 年)5 月 29 日脱稿)

- * 脱稿後の 2009 年 6 月 3 日に、独占禁止法改正法が成立した。

《Summary》

Der Schutz der Unternehmensinformation
als Verfassungsproblem:

Zum Wesen der Akteneinsicht und Aktenfotokopie
des Antitrustgesetzes in Japan

KAWAMATA Nobuhiko

Die Unternehmensinformation effektiv zu schuetzen, ist wichtig und notwendig, um wirksame Konkurrenz auf dem Markt zu gewaehrleisten. Nach dem gesetzlich geregelten Wesen der Akteneinsicht und -fotokopie des Antitrustgesetzes in der alten Fassung konnte aber der antragende Dritte, der bestimmte Interessen hat, ohne Beschraenkung die Akten, die dem Fair Trade Ausschuss vom Unternehmen vorgelegt sind, einsehen und fotokopieren, auch wenn Unternehmensgeheimnisse in diesen Akten lagen. Der Fair Trade Ausschuss setzte jedoch Bedingungen fuer die Akteneinsicht und -fotokopie fest, um Unternehmensgeheimnisse zu schuetzen, und entschied in der Praxis danach, ob die Akten dem antragenden Dritten oeffentlich gemacht wurden. Diese Praxis des Ausschusses wurde aber vom Obersten Gerichtshof als gesetzwidrig erklaert. Nach der Rechtsprechung musste der Ausschuss den Dritten aufgrund des Antitrustgesetzes in der alten Fassung ohne Beschraenkung die Akten einsehen und fotokopieren lassen. Danach wurden die antitrustgesetzlichen Bestimmungen der Akteneinsicht und -fotokopie geaendert, so dass der Fair Trade Ausschuss die Kompetenz hat, zu entscheiden, ob Akten eingesehen und fotokopiert werden duerfen. Diese Entscheidung soll aber das Unternehmen, das die Akten vorgelegt hat, selbst treffen, wenn man an das verfassungsrechtlich gewaehrleistete Recht auf Informationsselbstbestimmung denkt, weil dieses Recht auch die Kontrollkompetenz umfasst, wem die Information gegeben wird und wie die Information gebraucht wird. Die geaenderten Bestimmungen ohne Garantie dieses Selbstbestimmungsrechts sind also noch verfassungswidrig.

Keywords: Informationsselbstbestimmung, Persoenlichkeitsrecht, Unternehmensinformation, Antitrustgesetz